

## 帯広市個人情報取扱事務委託等基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき実施機関（帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が個人情報（法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の委託をする場合又は公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、個人情報保護のために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものである。

### (対象となる委託等)

第2条 この基準の対象となる委託等とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 実施機関が個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼（一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕等の契約及び使用料の収納委託等の公法上の契約を含む。）するとき。
- (2) 実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるとき。

### (委託等にあたっての留意事項)

第3条 委託等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者及び指定管理者（以下「受託者等」という。）の選定にあたっては、個人情報の保護に関し、実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の安全管理措置がなされ、法第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条並びに別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札等を行う前に、受託者等に対して、次に掲げる事項について十分に説明し、その内容の周知徹底を図ること。
  - ア 受託者等は、法第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条並びに特記事項を遵守しなければならないこと。
  - イ 特記事項に違反した場合には、契約解除及び損害賠償の請求を行う場合があること。また、第三者に損害を与えた場合は、市の責めに帰すべき理由による場合を除き受託者等の負担において損害賠償すること。
  - ウ 法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (3) 受託者等に提供する個人情報は、委託等事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。
- (4) 受託者等が、個人情報取扱事務を再委託する場合には、受託者等に第1号の措置を講じさせるとともに、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受託者等を通じて、又は実施機関自らが次号の措置を実施すること（個人情報取扱事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。
- (5) 個人情報取扱事務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受託者等における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査等により確認すること。

(6) 個人情報取扱事務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。）によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(7) 受託者等に対して、委託等の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を仕様書等において明確に示すこと。

（契約等にあたっての措置）

第 4 条 契約等にあたっては、契約書（指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、協定書。以下同じ。）に受託者等が特記事項を遵守しなければならない旨を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

また、契約書等の書面を作成しない契約等の場合には、特記事項を契約事項として受託者等に交付するものとする。

#### 契約書記載例

（個人情報の保護）

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（電磁的記録により個人情報を提供する場合の取扱い）

第 5 条 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により個人情報を提供する委託等にあたっては、第 3 条第 1 号に規定する選定条件に加え、次の各号のいずれかを具備するものを選定しなければならない。

(1) プライバシーマーク、I SMS 等個人情報保護に関する認定資格を有していること。

(2) 法第 23 条に規定する措置を講じていること。

2 新たに前項の委託等をしようとするときは、帯広市情報セキュリティ対策基準第 27 第 3 項に基づき、事前に委託する作業範囲及び作業内容、生じるおそれのある違反及び事故並びにその対策を明確にしなければならない。

3 第 1 項の委託等の契約書には、前条の規定による特記事項に次に掲げる事項を加えるものとする。

(1) 電磁的記録を取り扱う者の制限

(2) 電磁的記録を取り扱う者の名簿及び同意書の提出

(3) 委託作業報告書及び研修実施報告書の提出

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下単に「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、帯広市保有個人情報管理規程（令和5年訓令第1号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年12月18日付け個人情報保護委員会）等の趣旨を尊重し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持及び適正管理)

第2 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知徹底しなければならない。

3 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (業務処理責任者及び特定個人情報取扱者)

第3 乙は、業務の処理にあたり、業務処理責任者を定め、甲に報告しなければならない。

#### <電磁的記録を提供する場合 追加>

##### (従事者の制限及び名簿・同意書の提出)

第〇 乙は、個人情報が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を取り扱う従事者を、必要最小限にしなければならない。

2 乙は、前項の従事者の名簿を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の従事者全てに、守秘義務及び情報セキュリティの遵守に関する同意書に署名させ、甲に提出するものとする。

2 乙は、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ）の取扱いにあたり、特定個人情報取扱者（特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を定め、甲に報告しなければならない。

#### (特定個人情報取扱者に対する教育)

第4 乙は、特定個人情報取扱者に対して、委託業務における特定個人情報等（特定個人情報及び個

人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を行うものとする。

2 前項の教育には、次の各号に定める措置等を含む。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関して内部規程を定め周知徹底すること。
- (2) 特定個人情報等の適正な取扱いに関して研修等を実施すること。

#### （収集の制限）

第5 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 乙は、前項の収集をするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （保管）

第7 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務における利用目的の範囲内で適正に保管しなければならない。

#### （廃棄）

第8 乙は、委託業務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、特定個人情報等を速やかに廃棄するものとする。

2 前項の廃棄方法は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用するものとする。
- (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用するものとする。
- (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用するものとする。

3 乙は、第1項の義務を履行するため、次の措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類等について、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続きを定めること。
- (2) 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における特定個人情報等の削除を前提とした情報システムを構築すること。

4 乙は、特定個人情報等を廃棄又は削除した場合、その記録を保存し、その証明書を甲に交付する。

5 乙は、特定個人情報等の廃棄又は削除を第三者に委託する場合、委託先が確実に廃棄又は削除したことについて証明書等により確認しなければならない。

#### （再委託の禁止）

第9 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して委託業務の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 3 甲は、乙が個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する場合には、当該事務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて、又は甲自らが第 16 に定める措置を実施する。
- 4 個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する者は、当該委託に係る個人情報取扱事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 5 前 4 項の規定は、個人情報取扱事務の全部又は一部について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(複写、複製及び持出しの禁止)

第 10 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を、事業所の管理区域(特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する個人情報ファイルをいう。))を取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域をいう。)又は取扱区域(個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。)の外へ持出してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 11 乙は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(提供資料等の返還等)

第 12 乙は、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を、業務終了後、速やかに甲に(※①返還する②引き渡す)ものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(契約終了後の措置)

第 13 乙は、本契約が終了した場合に、直ちに、甲から提供を受けた特定個人情報を甲に返却するものとする。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。

(個人情報の運搬)

第 14 乙は、業務を処理するため、又は業務終了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及びき損等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(指示及び報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指

示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

＜電磁的記録を提供する場合 第 15 を置換え＞

(指示及び報告等)

第 15 乙は、次の各号に掲げる報告書を当該各号に定める期限までに甲に提出しなければならない。

(1) 委託作業報告書 ○○○○

(2) 個人情報の保護に関する意識啓発及び研修実施報告書 ○○○○

2 甲は、前項に掲げるもののほか、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(実地検査等)

第 16 甲は、乙が業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査等により確認するものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 17 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

注 1 甲は帯広市、乙は受託者をいう。

2 特記事項中の「※」については、委託等の実態に則して、①、②のいずれか又は両方を選択するものとする。

3 委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 電磁的記録により個人情報を提供する委託等をしようとするときは、波線で囲まれた事項の追加又は事項の置換えをするものとする。なお、特記事項第 15 の「○○○○」については、委託業務の実態に即して提出期限を記載（例：毎月業務終了後 5 日以内、4 月末日）すること。

5 注 4 の場合において、複数年契約をする場合は、各年度に 1 回以上提出を求めるよう提出期限を記載する（例：各年度 6 月末日）。

参考様式 1 (業務処理責任者)

年 月 日

帯広市長 様

(受託者) 住所  
名称  
代表者

業務処理責任者の任命について

下記のとおり、委託業務に関わる業務処理責任者を任命したので、報告します。

記

1. 受託業務名
2. 業務処理責任者



年 月 日

帯広市長 様

（受託者）住所  
名称  
代表者

特定個人情報取扱者の任命について

下記のとおり、委託業務に関わる特定個人情報取扱者を任命したので、報告します。

記

1. 受託業務名
2. 特定個人情報取扱者

参考様式3（再委託の申請）

年 月 日

帯広市長 様

（受託者）住所  
名称  
代表者

再委託の事前申請について

このことについて、業務を遂行するうえで、下記のとおり、再委託を予定しているので承諾願います。

記

1. 受託業務名

2. 再委託の理由

3. 再委託の内容

（1）再委託先

（2）再委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（3）再委託する業務の内容

（4）再委託先に提供される個人情報の範囲

4. 添付資料

（1）再委託に係る契約書案

（2）再委託先の個人情報の保護に関する諸規程

参考様式 4 (再委託の承諾)

年 月 日

(受託者) 名称

代表者

様

帯広市長

再委託の承諾について

このことについて、下記のとおり承諾いたします。

記

1. 委託業務名

2. 再委託先

3. 再委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 再委託する業務の内容

5. 再委託先に提供される個人情報の範囲

6. 遵守事項

- (1) 本承諾の範囲を超えて個人情報の提供を行わないこと。
- (2) 提供した個人情報は、受託者が責任をもって回収すること。
- (3) 帯広市と受託者において締結した契約における「個人情報取扱特記事項」を受託者が責任をもって再委託先に遵守させること。
- (4) 再委託先は、帯広市が必要とする報告及び指示等に直接従うこと。
- (5) 再委託先において事故が発生したときは、受託者が責任をもって対応すること。



個人情報の管理状況の確認書(実地検査)

契約件名			受託者名	
確認方法		実地検査	受託者が取扱う個人情報の内容	
点検項目			点検結果	点検した内容を具体的に記載
保管場所	①	個人情報は、所定の場所に保管されている。	適 ・ 否	
	②	個人情報の保管場所は、退社時又は職員不在時に施錠されている。	適 ・ 否	
取扱者	③	個人情報は、業務処理責任者の管理下で取り扱っている。	適 ・ 否	
	④	個人情報は、資格者以外取り扱っていない。	適 ・ 否	
複写、複製	⑤	許可無く個人情報の複写・複製をしていない。	適 ・ 否	
	⑥	個人情報を資格の無い者が閲覧できる状態で機器に保存していない。	適 ・ 否	
	⑦	個人情報を含む帳票等は、再利用せずに裁断し、廃棄している。	適 ・ 否	
運搬	⑧	許可無く個人情報を持出ししていない。	適 ・ 否	
	⑨	メールによる個人情報の送受信はしていない。	適 ・ 否	
再委託	⑩	事前承認なく再委託が行われていない。	適 ・ 否	

検査実施日

年 月 日

受託者検査対応者

委託者検査実施者

職名：

所属：

氏名：

氏名：

個人情報の管理状況の確認書 (書面検査)

契約件名			受託者名	
確認方法		委託先からの報告及び関係書類等による点検		受託者が取扱う個人情報の内容
点 検 項 目			点検結果	点検した内容を具体的に記載
保管場所	①	個人情報は、所定の場所に保管されている。	適 ・ 否	
	②	個人情報の保管場所は、退社時又は職員不在時に施錠されている。	適 ・ 否	
取扱者	③	個人情報は、業務処理責任者の管理下で取り扱っている。	適 ・ 否	
	④	個人情報は、資格者以外取り扱っていない。	適 ・ 否	
複写、複製	⑤	許可無く個人情報の複写・複製をしていない。	適 ・ 否	
	⑥	個人情報を資格の無い者が閲覧できる状態で機器に保存していない。	適 ・ 否	
	⑦	個人情報を含む帳票等は、再利用せずに裁断し、廃棄している。	適 ・ 否	
運搬	⑧	許可無く個人情報を持出ししていない。	適 ・ 否	
	⑨	メールによる個人情報の送受信はしていない。	適 ・ 否	
再委託	⑩	事前承認なく再委託が行われていない。	適 ・ 否	

回答日  
 年 月 日  
 受託者 帯広市長 様  
 職名 :  
 氏名 :  
 上記のとおり報告します。

書面検査実施日  
 年 月 日  
 検査実施者  
 所属 :  
 氏名 :

参考様式7 (従事者名簿)

年 月 日

帯広市長 様

(受託者) 住所  
名称  
代表者

従事者名簿

業務委託契約書別記特記事項第 〇 に基づき、下記のとおり従事者名簿を本人の同意書を添え報告します。

記

氏名	担当する業務内容	備考
1		業務処理責任者
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

参考様式8（同意書）

同意書

私は、  
委託業務に従事するにあたり、個人情報の保護に関する法律の趣旨を  
尊重し、知り得た個人情報を委託業務の従事期間中及び従事期間終了後においても他人に知らせ、又  
は目的外に使用しないほか、  
業務委託契約書別記特記事項を遵守する  
ことに同意します。

年 月 日

帯広市長 様

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

※ 氏名を自署した場合には、押印を省略できます。



年 月 日

帯広市長 様

（受託者）住所  
名称  
代表者

研修実施報告書

業務委託契約書別記特記事項第 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 研修実施日（期間）

2. 研修の対象者

3. 参加人数

4. 所要時間

5. 研修の内容

6. その他

詳細は、添付資料のとおり

（留意事項）

個人情報保護について何ら研修を実施していない場合は、委託期間中の早い時期に実施させ報告を求めること。また、会社の内部事業として研修等を行っているような場合は、その資料の提出をもって報告に代えて差し支えない。